

大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第53号

### 大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則

第1条中「大和市保育の実施に関する条例（昭和62年大和市条例第10号）」を「大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第 号）」に改める。

第17条を第26条とし、第16条を第25条とする。

第15条第1項中「保育児童表」を「保育児童票」に、「実施」を「利用」に改め、同条第2項を削り、同条を第24条とし、第14条を第23条とし、第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条を削る。

第10条中「保育料決定・納付通知書及び保育料納付通知書兼領収証書により」を削り、同条を第20条とし、第9条を第19条とする。

第8条第1項ただし書中「保育に要する費用」を「保育費用」に改め、同条を第18条とする。

第7条の見出しを「（保育の利用の拒否）」に改め、同条第1項中「を解除する」を「の利用を拒む」に改め、同項第3号中「入所の理由」を「規則第1条に掲げる事由」に改め、同条第2項中「解除を必要と認めた」を「利用を拒む」に、「保育所入所等決定通知書」を「保育所利用等決定通知書」に改め、同条を第17条とする。

第6条中「保護者」を「保育所における保育を利用する支給認定子ども（以下「入所児童」という。）の保護者」に、「入所児童」を「当該入所児童」に改め、同条を第16条とする。

第5条中「保護者」を「支給認定保護者」に、「第2条第1項の申込事項」を「第13条第1項の規定により申込みをした事項」に、「住所等変更届」を「第10条の変更申請書」に改め、同条を第15条とする。

第3条及び第4条を削る。

第2条第1項を次のように改める。

支給認定子ども（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

者に限る。)が、認定こども園若しくは保育所における保育又は地域型保育の利用を希望するときは、当該支給認定子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書を市長に提出しなければならない。

第2条第2項中「前項に規定する申込書」を「前項の申込書（保育所による保育の利用を希望する場合に限る。）」に、「当該児童の入所」を「当該支給認定子どもの利用」に、「その保護者」を「当該支給認定子どもの保護者」に、「保育所入所等決定通知書又は保育所入所不承諾（保留）通知書」を「保育所利用等決定通知書又は保育所等利用保留通知書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項の申込書（保育所による保育の利用を希望する場合を除く。）の提出があった場合において、当該支給認定子どもの利用の可否を調整したときは、当該支給認定子どもの保護者に、利用の調整が整ったときはその旨を書面により通知し、利用の調整が整わなかったときは保育所等利用保留通知書により通知するものとする。

第2条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の規定による申込みを行った支給認定子どもの全てが利用を希望した保育を受ける場合において、適切な保育の利用が困難になることその他のやむを得ない事由があるときは、申込みを行った当該支給認定子どもの保育の利用を公正な方法で調整するものとする。

第2条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用希望の変更）

第14条 認定こども園若しくは保育所における保育又は地域型保育を利用している支給認定子ども（以下「利用児童」という。以下この条において同じ。）の保護者は、当該利用児童が利用する認定こども園、保育所又は地域型保育事業者を変更しようとするときは、保育所等変更申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の申込書の提出を受けたときの処理については、前条の規定を準用する。

第1条の次に次の11条を加える。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（就労の下限時間）

第3条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）

第1条第1号の規定により本市が定める時間は64時間とする。

（保育の必要性の事由）

第4条 規則第1条第10号に規定する事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。
- (2) その他規則第1条第1号から第9号に類するものとして市長が特に認める事由に該当すること。

（支給認定の有効期間）

第5条 規則第8条第4号ロの規定により本市が定める期間は、90日とする。

- 2 規則第8条第6号の規定により本市が定める期間は、規則第8条第2号に掲げる期間とする。  
ただし、当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度に支給の認定を行うときの期間については、効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間とする。

- 3 規則第8条第12号の規定により本市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

- (1) 規則第8条第8号に掲げる期間

- (2) 効力発生日から保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間

- 4 規則第8条第7号及び第13号の規定により本市が定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1号に掲げる事由に該当する場合 効力発生日から小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子どもにあつては、効力発生日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間）

- (2) 前条第2号に掲げる事由に該当する場合 市長が必要と認める期間

（認定の申請）

第6条 規則第2条第1項に規定する申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 子どものための教育・給付支給認定申請書

- (2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども 第13条第1項に規定する子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書

（支給認定証）

第7条 法第20条第4項の支給認定証は、子どものための教育・保育給付支給認定証とする。

（利用者負担額の通知）

第8条 規則第7条、第9条第4項及び第11条第3項により準用される第9条第4項の規定による通知は、利用者負担額等通知書により行うものとする。

(現況届)

第9条 規則第9条第1項に規定する届書は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書とする。

(変更申請等)

第10条 規則第11条に規定する申請書及び規則第15条に規定する届書は、変更申請書とする。

(支給認定の変更等の通知)

第11条 規則第12条の規定による通知は、子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書により行うものとする。

2 規則第14条第2項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書により行うものとする。

(支給認定証の再交付)

第12条 支給認定保護者は、規則第16条の規定による支給認定証の再交付の申請をしようとするときは、子どものための教育・給付支給認定証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

別表第1中「第8条関係」を「第18条関係」に改め、同表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表Bの項中「の実施」を削る。

別表第2中「第8条関係」を「第18条関係」に改める。

別表第3中「第8条関係」を「第18条関係」に改める。

別表第4中「第8条関係」を「第18条関係」に改める。

別表第5を次のように改める。

## 別表第 5（第 2 6 条関係）

| 様式番号      | 様式の名称                           | 関係条文             |
|-----------|---------------------------------|------------------|
| 第 1 号様式   | 子どものための教育・保育給付支給認定申請書           | 第 6 条及び第 9 条     |
| 第 2 号様式   | 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書 | 第 6 条及び第 1 3 条   |
| 第 3 号様式   | 子どものための教育・保育給付支給認定証             | 第 7 条            |
| 第 4 号様式   | 利用者負担額等通知書                      | 第 8 条            |
| 第 5 号様式   | 変更申請書                           | 第 1 0 条及び第 1 5 条 |
| 第 6 号様式   | 子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書         | 第 1 1 条          |
| 第 7 号様式   | 子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書         | 第 1 1 条          |
| 第 8 号様式   | 子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書       | 第 1 2 条          |
| 第 9 号様式   | 保育所利用等決定通知書                     | 第 1 3 条及び第 1 7 条 |
| 第 1 0 号様式 | 保育所等利用保留通知書                     | 第 1 3 条          |
| 第 1 1 号様式 | 保育所等変更申込書                       | 第 1 4 条          |
| 第 1 2 号様式 | 保育所退所届                          | 第 1 6 条          |
| 第 1 3 号様式 | 保育費用減免申請書                       | 第 2 2 条          |
| 第 1 4 号様式 | 保育費用減免決定通知書                     | 第 2 2 条          |
| 第 1 5 号様式 | 督促状                             | 第 2 3 条          |

## 附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。